

2019年11月21日：令和元年環境厚生委員会 本文

○鳴海委員長

ほかに質疑ありませんか。——高橋委員。

○高橋委員

今の谷川委員の質問に関連しまして、検討会はもう今後開かれないという答弁がありましたが、条例制定の方向性は決まったと。条例制定に当たっての検討会について、例えば先ほど手話のほうは、諮問機関ではないと思うんですけども、検討会を設置して、関係者の皆さんと一緒に県が条例制定の具体的な検討をされているという報告がありました。これから検討されると思うんですけども、具体的な条例制定に当たっての手段と申しますか、組織と申しますか、そういった部分での県の考えがあればお聞かせいただければと思います。

○蛭名がん・生活習慣病対策課長

今回の県の受動喫煙等対策検討会につきましては、いわゆる受動喫煙防止に係る施策の方向性を提言いただくという形での位置づけということで、検討会として今般、条例が必要であるという御提言をいただいた段階でございます。

実際、これから条例をつくるというところにつきましては、庁内の関係部局といろいろ議論を進めていく中で、谷川委員のお話もありましたけれども、広く意見を聞く必要があるという御要望等々も踏まえて、その後、どうするかについて、いま一度、検討させていただければと思っております。

○高橋委員

さまざまなやり方はあろうかと思えますし、当然、県として適切でしかるべき対応をとっていただけると捉えておりますけれども、これは県民生活、あるいは青森県全体の経済活動にも直結する、非常に重要な条例案になろうかと思われますので、ただいま谷川委員からも強い要請もありましたので、その点も踏まえて、今後、適切に対応していただきたいとお願いしておきます。